

鴻巣市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者募集要項

現在の鴻巣市農地利用最適化推進委員は、令和9年3月31日をもってその任期が満了となります。このため、任期満了後の新たな農地利用最適化推進委員を委嘱するため、次のとおり農地利用最適化推進委員候補者の募集を行います。

1 募集人数

22人

(下表のとおり担当区域ごとに募集、区域の詳細は、6ページをご覧ください。)

担当区域	募集人数	担当区域	募集人数	担当区域	募集人数
鴻巣	1人	田間宮	1人	共和	2人
笠原	3人	馬室	2人	吹上	1人
常光	2人	屈巢	2人	下忍	1人
箕田	2人	広田	3人	小谷	2人

2 任期

農業委員会が委嘱した日（令和9年4月中旬頃を予定）から令和12年3月31日まで

3 身分

鴻巣市の非常勤特別職の職員

4 職務内容

- (1) 担当区域における農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に係る現場活動等
- (2) 担当区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会に出席して意見を述べること等

5 報酬額

月額30,600円

鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年鴻巣市条例第24号）に基づき支給します。

6 推薦及び応募の方法

農地利用最適化推進委員候補者の募集にお申し込みいただくに当たっては、次の3つの方法があります。

(1) 農業者等の個人による推薦

農業者等の個人が農地利用最適化推進委員としてふさわしいと考える方を推薦する方法です。

(2) 法人又は団体による推薦

法人又は団体が農地利用最適化推進委員としてふさわしいと考える方を推薦する方法です。

(3) 本人による応募

本人自ら応募する方法です。

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

8 推薦及び応募に係る提出書類

(1) 推薦書・応募書

推薦又は応募の形態	提出書類
農業者等の個人が推薦する場合	鴻巣市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）【様式第1号】
法人又は団体が推薦する場合	鴻巣市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（法人・団体推薦用） 【様式第2号】
自ら応募する場合	鴻巣市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募書【様式第3号】

(2) 添付書類

添付が必要な場合	添付書類の内容
（必須書類） 上記7の(1)に記載の欠格事由に該当しないことを証明する書類	身分証明書を1通〔本籍地〕 （原本で発行後3ヶ月以内のもの）
被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者（応募する者）の住所が、鴻巣市外の場合	住民票を1通〔住居地〕 （原本で発行後3ヶ月以内のもの）

被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者（応募する者）が農業に関する資格・免許（※1）を有する場合	認定証等の資格・免許の取得を証明する書類の写しを1通
---	----------------------------

※1 「農業に関する資格・免許」とは、技術士（農業部門）、技術士（総合技術監理部門農業部門）、普及指導員、農業機械整備技能士、農業機械士又は農薬管理指導士等の資格・免許をいいます。

(3) 推薦書・応募書の入手方法

次の窓口に備えるほか、鴻巣市ホームページからもダウンロードできます。

窓 口	所 在 地	電話番号
鴻巣市農業委員会事務局	〒365-8601 鴻巣市中央1番1番 (本庁舎2階 31番)	048-541-1321 内線 3130・ 3139

9 記入上の注意

推薦又は応募に係る推薦書・応募書の記入に当たっては、別添の「記入上の注意」により記入してください。

10 推薦又は応募に係る書類の受付期間及び提出方法・提出先

受付期間	令和8年7月31日（金）から 令和8年8月31日（月）まで【必着】
提出書類	① 8(1)の推薦書又は応募書 ② 8(2)の添付書類 ※ 推薦又は応募に係る提出書類は返却しませんので、御了承ください。
提出方法	① 持参の場合 ・ 受付期間内（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。 ② 郵送の場合 ・ 封筒の表に「農地利用最適化推進委員推薦・応募書類在中」と朱書きし、「簡易書留」で郵送してください。 ・ 受付期間内必着です。（当日消印有効ではありません。） ※ 他の方法（ファクシミリや電子メール等）による提出はできません。

提出先	〒365-8601 鴻巣市中央1番1号 鴻巣市農業委員会事務局（本庁舎2階 31番） 電話 048-541-1321（内線 3130）
-----	--

<注意事項>

- ・ 受付期間内に被推薦者及び応募者の数が募集人数に満たなかった場合には、書類の受付期間を延長する場合があります。この場合、鴻巣市ホームページ等でお知らせします。

11 選考方法

提出された書類の審査等により、農業に関する知識や経験、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関し農地利用最適化推進委員としての適性について評価を行い、農地利用最適化推進委員候補者を選考します。

12 選考結果の通知から委嘱まで

選考結果については、推薦を受けた方及び応募した方の全員に文書で通知します（令和9年4月中旬頃を予定）。農地利用最適化推進委員候補者となった方について、農業委員会が農地利用最適化推進委員に委嘱します。

13 推薦及び応募に関する情報の公表

農業委員会等に関する法律第19条第2項及び農業委員会等に関する法律施行規則第12条の規定に基づき、推薦書又は応募書に記載された次の事項は、受付期間の中間と終了後に鴻巣市ホームページで公表しますので、御了承ください。

- (1) 推薦をし、又は応募する区域
- (2) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦者の性格を明らかにする事項
- (4) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が被推薦者を鴻巣市農業委員会の委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が鴻巣市農業委員会の委員に応募しているか否かの別
- (7) 被推薦者の数
- (8) 応募者の数

14 その他

- (1) 農地利用最適化推進委員候補者となった方については、農地利用最適化推進委員として農業委員会が委嘱することについて、氏名、生年月日、性別、住所、経歴等の推薦書又は応募書に記載された情報が農業委員会総会に提供されることとなりますので御了承ください。また、農地利用最適化推進委員として委嘱された方については、市の広報等で、氏名、年齢、担当区域、写真等が掲載される場合がありますので併せて御了承ください。
- (2) 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に同一人が推薦され又は応募することができます。（それぞれ手続きが必要です。）ただし、両委員の兼務はできません。
- (3) 身分証明書・住民票等の証明書関係は、原本で発行後3カ月以内のものが必要です。
- (4) 推薦書・応募書の提出に要する費用は、全て推薦者、被推薦者、応募者の負担となります。
- (5) 追加の提出書類を求める場合があります。
- (6) 応募書の内容に係る確認、推薦を受ける者の資格及び応募する者の資格を確認するために、関係機関に照会を行う場合があります。

15 問い合わせ先

鴻巣市農業委員会事務局（本庁舎2階 31番）

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話 048-541-1321（内線 3130・3139）

鴻巣市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を募集する区域及び募集人数

区域名	区 域 の 詳 細	募集人数
鴻 巣	人形1丁目、人形2丁目、人形3丁目、人形4丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、本町5丁目、本町6丁目、本町7丁目、本町8丁目、本宮町、雷電1丁目、雷電2丁目、加美1丁目、加美2丁目、加美3丁目、宮地1丁目、宮地2丁目、宮地3丁目、宮地4丁目、宮地5丁目、東1丁目、東2丁目、東3丁目、東4丁目、天神1丁目、天神2丁目、天神3丁目、天神4丁目、天神5丁目、富士見町、鴻巣、下生出塚、上生出塚、中央、ひばり野1丁目、ひばり野2丁目、生出塚1丁目、生出塚2丁目	1人
笠 原	笠原、郷地、安養寺	3人
常 光	常光、下谷、上谷、西中曾根	2人
箕 田	箕田、中井、三ツ木、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明1丁目、神明2丁目、神明3丁目、稲荷町、赤見台1丁目、赤見台2丁目、赤見台3丁目、赤見台4丁目、すみれ野、愛の町	2人
田 間 宮	栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、大間1丁目、大間2丁目、大間3丁目、大間4丁目、堤町、緑町、幸町	1人
馬 室	原馬室、滝馬室、逆川1丁目、逆川2丁目、小松1丁目、小松2丁目、小松3丁目、小松4丁目、松原1丁目、松原2丁目、松原3丁目、松原4丁目、氷川町	2人
屈 巣	屈巣	2人
広 田	広田、北根、赤城、赤城台	3人
共 和	関新田、新井、境、上会下	2人
吹 上	筑波1丁目、筑波2丁目、吹上本町1丁目、吹上本町2丁目、吹上本町3丁目、吹上本町4丁目、吹上本町5丁目、南1丁目、南2丁目、吹上、吹上富士見1丁目、吹上富士見2丁目、吹上富士見3丁目、吹上富士見4丁目、大芦、榎戸1丁目、榎戸2丁目、榎戸、荊原、北新宿、新宿1丁目、新宿2丁目	1人
下 忍	鎌塚1丁目、鎌塚2丁目、鎌塚3丁目、鎌塚4丁目、鎌塚5丁目、鎌塚、下忍、袋	1人
小 谷	前砂、明用、三町免、小谷	2人